

北谷町指定ごみ袋の緩和措置（透明袋・半透明袋の代用措置）を



終了します。



中東情勢の影響により、指定ごみ袋の安定的な供給が困難となっていたことから、透明袋や半透明袋（中身が確認できるもの）を使用して燃やせるごみと燃やせないごみを出せる緩和措置を実施していましたが、指定ごみ袋を安定的に供給できる見通しが立ちましたので、**緩和措置を終了します。**

9月14日（月）から、燃やせるごみ及び燃やせないごみについては、分別をした上で、指定ごみ袋に入れて出していただきますよう、お願いいたします。

北谷町民の皆様におかれましては引き続きごみの減量化に取り組んでいただくとともに、指定ごみ袋の過度な購入はお控えいただくようお願いいたします。

○指定ごみ袋による家庭ごみの出し方について

燃やせるごみ、燃やせないごみについてはそれぞれ分別をした上で、町指定ごみ袋に入れて出していただきますよう、お願いします。

※資源ごみ、粗大ごみ及び有害ごみについては、通常通りの収集となります。

※事業系ごみについては、通常通りの収集となります。

○期間

令和8年9月14日（月曜日）から

○注意事項

- ・ごみの分別方法、収集日、収集場所、1回5袋までというルールは、変更ありません。
- ・その他詳細は、北谷町公式ホームページをご確認ください。

北谷町公式ホームページ

<https://www.chatan.jp/>

※ページ内における「【お知らせ】

北谷町指定ごみ袋の緩和措置（透明袋・半透明袋の代用措置）を終了します。」を検索、もしくは、右記のQRコードを読み込むとご確認いただけます。



お問い合わせ先

北谷町 保健衛生課 環境衛生係

電 話 : 098-982-7033

F A X : 098-936-4440